

上 建 水 第 4 6 0 号  
平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日

上川町公営事業等審議会々長 様

上川町長 佐 藤 芳 治



### 上川町公営事業等審議会への諮問について

全国的に、人口の減少、水需要の低下に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化など解決しなければならない課題が集中しています。

上川町も例外ではなく、中央地区と層雲峡地区の両浄水場及びその関連施設は建設より相当年数が経過しており、計画的に更新することが必要になっています。

また、水道事業会計は、その主な収入を水道使用料に求め、独立採算制で経営を行っています。しかし、人口の減少または層雲峡旅館等の入込み客数の減少などにより、水道使用料は年々減少を示し、これまで黒字を保ってきた会計は平成 2 2 年度に赤字に転じ、以後 3 年を経過しようとしています。

このことから、将来においての水需要見通しを定め、必要な施設整備を行うとともに、将来とも安全で安心な水道水の安定供給を図ることが必要となっています。

つきましては、このことを踏まえ下記事項について、上川町公営事業等審議会条例第 2 条の規定により、貴会の意見を賜りたく、諮問いたします。

### 記

#### 諮問事項

- 1 浄水場ほか関連施設の整備について
- 2 水道事業会計の健全化について

## 【諮問説明書】

### 1 浄水場ほか関連施設の整備について

#### 1) 水道施設の沿革

本町市街地を給水区域とする中央地区については、昭和35年、字日東留辺薬川河岸に着水井ちやくすいせいを設け給水を開始しました。昭和39年には、給水区域の拡大のため同地に取水施設を整備、浄水場は、昭和45年、現在の中山スキー場山腹に急速ろ過池と配水池を設け、現在に至っています。

層雲峡・清川地区を給水区域とする層雲峡地区については、昭和30年、石狩川水系九十九川つくもに取水堰せきを設け給水を開始、昭和38年かんそくに緩速ろ過池と配水池を設け浄水施設として供用を開始しています。昭和44年、給水人口の増加及び区域の拡大より、新たに石狩川水系赤石川あかいしがわに取水設備を設置、配水池を増設するとともに、これまでの緩速ろ過による浄水方式を急速ろ過方式に改め、現在に至っています。

#### 2) 施設の老朽化とその現状

中央地区の浄水場については、建設年から40年を経過しています。施設管理上の耐用年数は58年であり、現状ではコンクリート構造物は問題ないものの、機械設備は年々老朽度合いを増し修繕が必要な状況であり、特に計装等の電機設備は、平成23年から計画的に更新することになっています。

層雲峡地区については、九十九川に設けた取水設備が昭和30年に建設したものに修復を重ね現在使用しているものであり、度重なる河川の氾濫により痛み老朽化が激しく、早急に改修の必要な状態になっています。浄水場についても、母体は、昭和38年建設で49年経過しており痛みが激しく、中央浄水場と同じく機械設備は計画的な更新が必要な状態となっています。

この地区の施設は、立地条件から十分な建設または修復が困難であり、現在の浄水場の場所は、地形上危険区域に指定され、この場所での新たな建設はできないことになっています。電機設備等の更新が迫っている状況で、施設の大規模改修か、全面改築かその選択が迫られています。

また、両地区とも耐震化に適合した施設とはなっていないため、その対応について検討する必要があるほか、施設の更新にあっては、膨大な費用が必要になるため、計画的な事業計画と給水人口の減少や観光入込みの状況、または水道普及区域の見直しなど、将来の水需要を適正に見積もり施設規模を見極める必要があります。

#### 3) 水道事業認可変更

上川町の水道事業は、中央地区は昭和35年、層雲峡地区は昭和30年に簡易水道事業として認可され事業を行っています。その後、給水人口の増加に伴い、層雲峡は昭和38年に、一年遅れて中央地区が昭和39年に上水道事業として認可され、

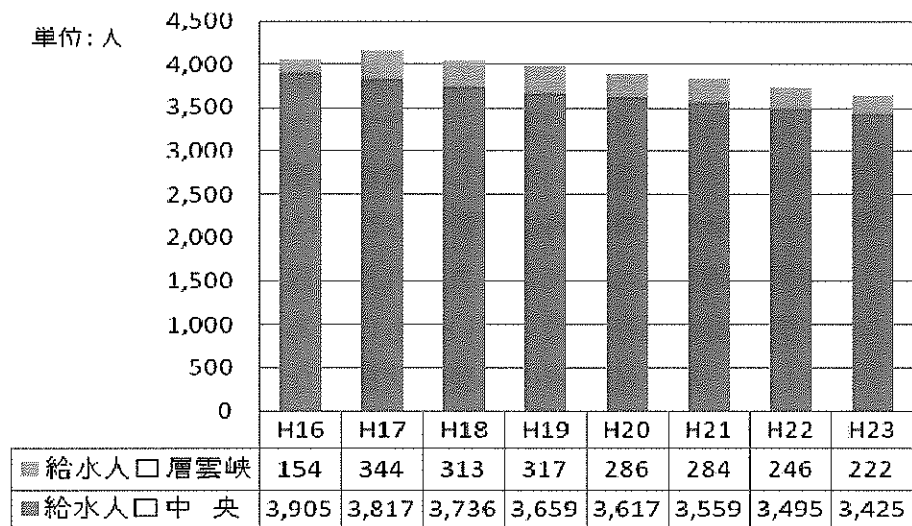
現在に至っています。

簡易水道事業及び上水道事業の要件は、主に給水人口が5,000人で区分され、これ未満の場合は簡易水道事業、以上は上水道事業とされています。中央地区は、昭和30年当時急速に人口が膨らみ、それとともに給水人口も拡大し水道事業として認可に至ったものですが、層雲峡地区については、宿泊人口がその要件に該当し取水量の増加の要因も加わり上水道事業として認可されたものです。

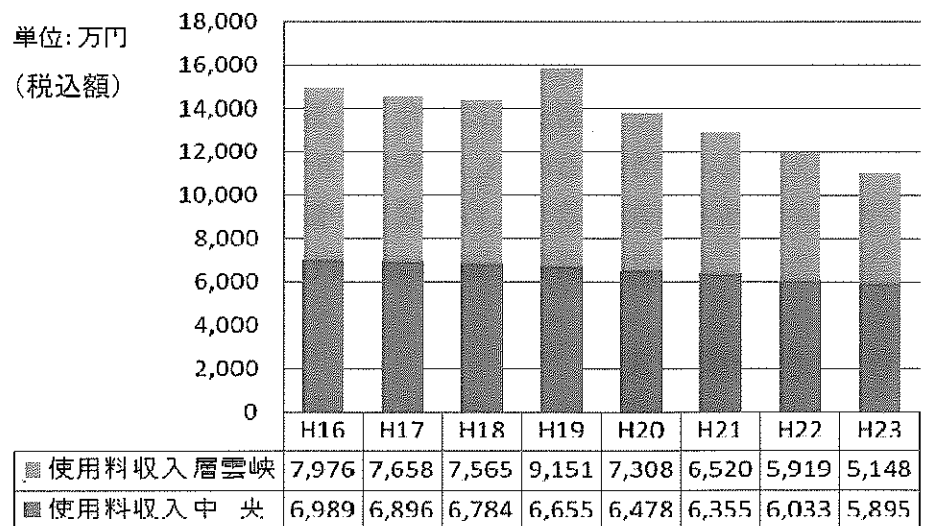
人口の要件のほか、上水道事業は経営上、使用料収入による独立採算の維持が要求され、簡易水道事業にあってはその要件も弱まり、施設の整備に伴い借り入れる地方債の発行について、上水道事業では企業債が適用、簡易水道事業では企業債に合わせて過疎債が適用になり、償還に際して有利な条件での借り入れが可能になります。

一般の水道施設の更新問題にあたり、施設を更新するとなれば、現時点での給水人口が基礎となり、人口が5000人を下回った現在、周辺地区など若干の給水人口を加えたとしてもこの人口には至らず、事業計画上、簡易水道事業としての認可となります。

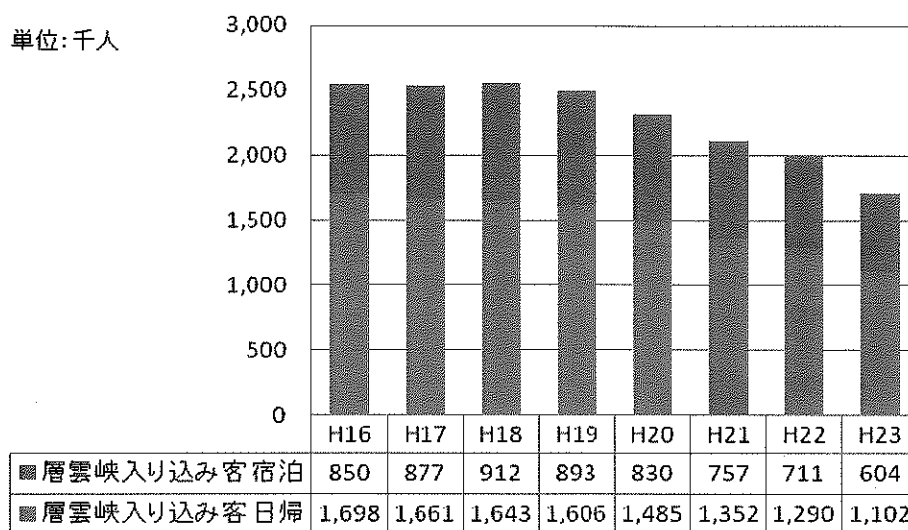
### 給水人口



### 使用料収入



## 層雲峡入り込み客数

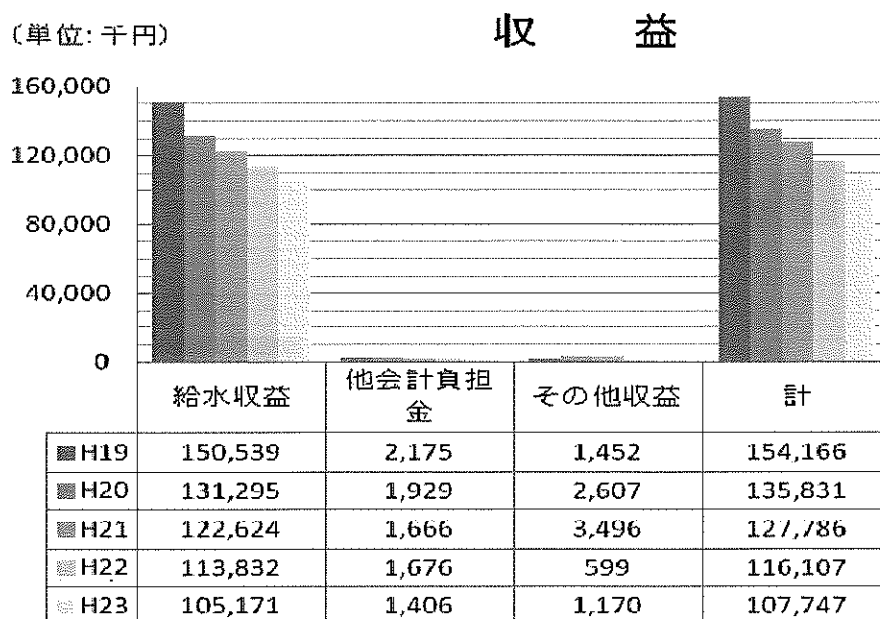


## 2 水道事業会計の健全化について

### 1) 事業会計の経営状況

水道事業会計は、その主な収入を水道使用料に求め、独立採算制で経営しており、収入全体に占める割合は、平成23年度実績で97.6%になります。使用料収入の経過をみると、平成19年度に層雲峡地区で水需要が増大し収入が増加したものの、給水人口の減少とともに年々減収になっています。費用では、平成22年度から3年間にわたり人員配置の見直しによる人件費の抑制、配水管や他の設備について延命措置を図りながら更新を抑制、企業債の借入など将来負担の平準化を図ることとしています。

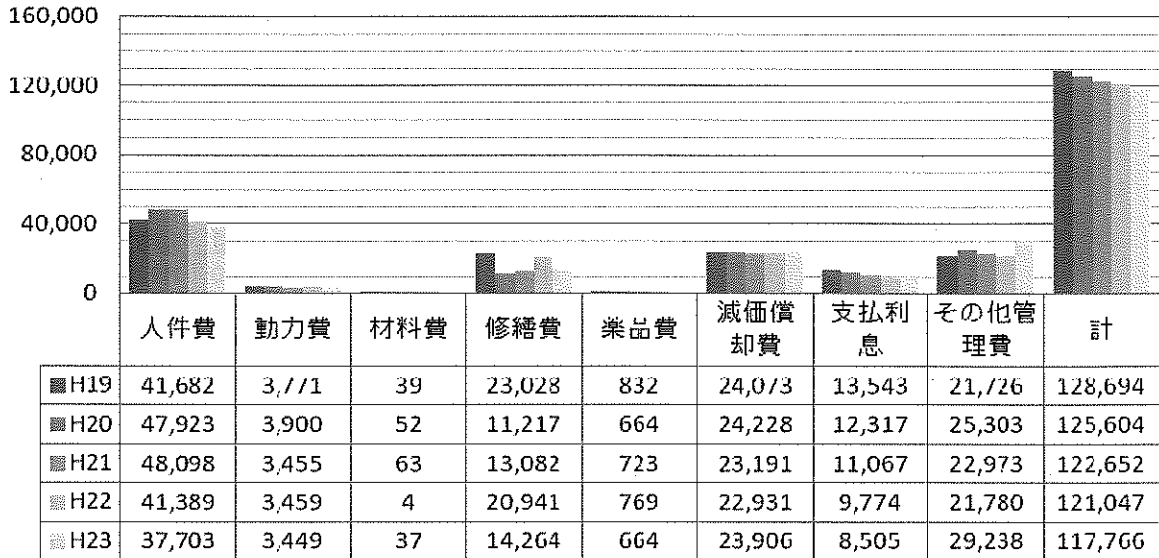
平成24年度決算見込みでは、中央地区では収入が横ばいであるものの、層雲峡地区においては、前年度に発生した東北地方の震災の影響から回復には至らず、10月末において約16%の落ち込みとなっています。



費用面でも、設備更新など特別な費用が重なり、平成22年度に初めて赤字決算となってから、その後3年引き続き赤字決算となる見込みであります。

(単位: T円)

## 費用

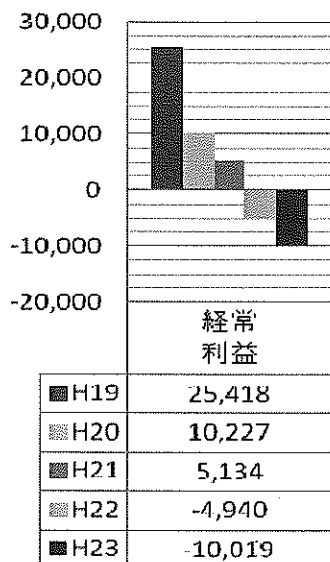


この赤字補てんのため、平成23年度には減債積立金を取崩し、平成24年度には建設改良積立金を経常経費に振替えて取り崩しを行い、平成22年度末で約9,620万円あった積立金は、10月現在、約6,480万円となっています。

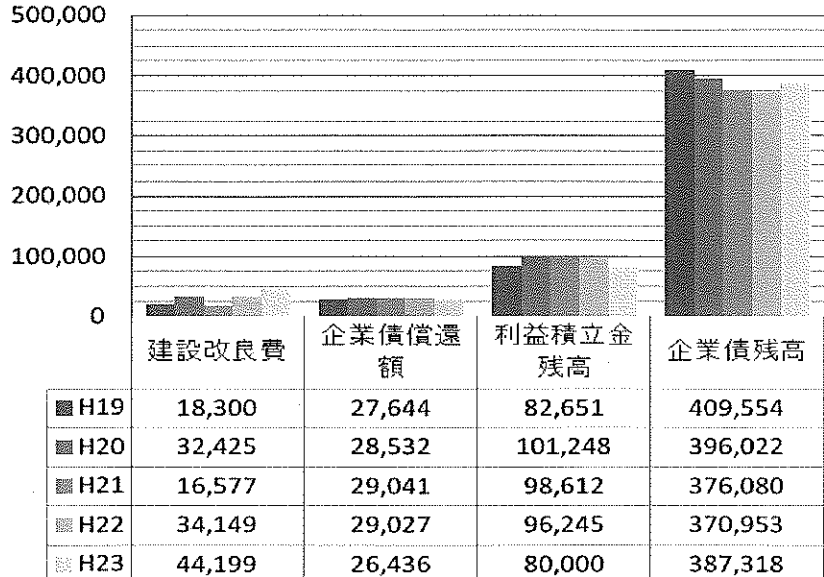
前段の施設更新にあたっては、自己資金が数千万円必要と言われていています。経常経費での会計維持を含め、新たな費用に対しても、現行料金下での経営維持は困難となり、料金体制の見直しを図り、安心して安全な水を供給するため、施設の計画的な更新を図る必要があります。

## 利益

(単位: 千円)



## 資本勘定



## 2) 水道料金改定の経過

現行の水道料金については、昭和60年4月に家庭用料金で基本料11%、超過料金15%の増額改定を行ったものであり、これを基として、平成5年4月に、高齢者などの対策として家庭用料金を2段階とし新たに基本料金4m<sup>3</sup>を設けることで改定、その他の改定については、メータ使用料の改定、消費税の制定、税率改定に伴う改定となっています。

改定の経過 別紙資料

諮問事項の検討にあたって、施設整備については、水道事業の現状と将来の方向性、または整備にかかる費用の算定見積もりが必要なことから、現在、上川町水道事業整備基本計画を策定しておりますので、計画案がまとまりしだいご提案させていただきます。また、審議に必要な資料については、審議日程に従い随時、提出ご説明させていただきますので、十分ご審議いただきご提言いただきますようお願い申し上げます。

## 水道使用料金改定経過

用途	基本水量	S55.4		S57.4改定		S58.4改定		S60.4改定		H5.4改定(現行)	
		基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料	基本料	超過料
家庭用	4m3									650	
	8m3 改定率	960	110	1,100	130	1,170	135	1,300	155	1,300	155
営業用	15m3 改定率	1,800	120	2,100	145	2,250	155	2,500	175	2,500	175
	30m3 改定率	3,600	120	4,200	145	4,500	155	5,000	175	5,000	175
官公署・学校用	300m3 改定率	36,000	80	24,000	110	25,700	115	50,000	175	50,000	175
	300m3 改定率	18,000	80	24,000	110	25,700	115	50,000	175	50,000	175
公衆用浴場用	3,000m3 改定率	360,000	90	420,000	110	449,500	115	500,000	135	500,000	135
	2,000m3 改定率	240,000	90	280,000	110	299,500	115	333,000	135	333,000	135
旅館用	500人 改定率	60,000	90	70,000	110	75,000	115	83,300	135	83,300	135
	500人 改定率	24,000	100	28,000	120	30,000	125	33,300	135	33,300	135
臨時用	50m3 改定率	6,000	100	7,000	120	7,500	125	8,330	135	8,330	135
	10m3 改定率	3,600	150	2,000	200	2,150	210	2,500	250	2,500	250
その他用	— 改定率										
	— 改定率										